

令和6年度事業計画大綱

1 NOSAIを取り巻く情勢

政府は、制定から四半世紀を経過した食料・農業・農村基本法について、食料・農業・農村政策審議会の答申などを踏まえて、「食料安全保障の抜本的な強化」、「環境と調和のとれた産業への転換」及び「人口減少下における生産水準の維持・発展と地域コミュニティの維持」を改正の方向性として掲げ、令和6年の通常国会に改正法案を提出した。またこれに先立ち、昨年12月には「食料安全保障強化政策大綱」が改訂され、平時からの食料安全保障を抜本的に強化する政策の確立に向け、小麦・大豆の本作化や国産食品原材料への切り替え、国産飼料の増産、堆肥の活用など過度な輸入依存からの脱却を目指す構造転換対策の推進に加え、スマート農業による成長産業化や農林水産物・食品の輸出促進、農業のグリーン化などを進めることとしたが、これらは、国際情勢の変化や円安により、燃油や穀物、肥料などの資材価格が高止まりし、国内の農業経営に重大な影響を及ぼしていることから、総合経済対策を措置して影響緩和を図るとともに構造転換対策を推進するものである。

このような中、農業保険関係について見ると、収入保険では、令和6年1月の加入から、甚大な気象災害の被害を受けた年の収入金額について翌年の基準収入算定の際に補正する特例や加入申請年1年分のみの青色申告実績での加入、保険での補償を充実するタイプの導入が実施され、また、野菜価格安定制度との同時利用特例については、同制度から収入保険への移行を促進するとの特例の目的が概ね達成されたことから、令和6年からの新規加入者までで終了することが決定された。更に、令和6年1月1日の「令和6年能登半島地震」を受けて、作付け予定が翌保険期間であっても、作付け前の気象災害による収入減少を翌期に持ち越して補償可能とする措置が講じられた。

さて、令和6年度農林水産関係予算については、昨年12月23日の閣議において決定され、農業保険関連予算は対前年比13億円増の813億6,300万円、収入保険については対前年比41億円増の318億7,900万円となった。特に農業共済事務費負担金については、平成以降初めての増額となり、収入保険の事務費負担金も含めた事務費全体では対前年比8億円、2.3%の伸びとなった。農林水産省は農業保険のさらなる普及に向け、収入保険では令和10年3月までに加入資格を有する経営体の概ね半数の全国17万経営体を、園芸施設共済では令和6年度までに有資格農家の8割を加入目標とした。

目標達成に向けた役職員の行動として、農業保険を農業の生産現場により深く浸透し、すべての農業者に提供するため、組織を挙げて『「未来へつなぐ」サポート運動』を取り組まなければならない。

2 令和6年度団体運営の重点事項

(1) 農業共済制度への対応並びに事業推進目標の達成と加入推進強化

顧客リストの整備・更新に努め、農業共済と収入保険の一体的な推進を図り、特に未加入者に対する加入推進を徹底する。また、さとうきび共済及び園芸施設共済を中心に事業推進目標の達成を図るとともに、任意共済では特約の付帯を勧め、家畜共済では高い付保割合での加入を推進することで、補償の充実を図る。

- ①畑作物共済については、種子島、奄美大島、喜界島、徳之島、沖永良部、与論島における主要作物の『さとうきび』において、島別の加入率に格差があり、加入率が伸び悩んでいることから、島別に加入率に応じた目標設定を行い加入推進を図る。また青色申告者には農業経営収入保険への加入を勧める。
- ②園芸施設共済については、農林水産省が令和6年度の園芸施設共済の全国戸数加入率目標80%達成のため、鹿児島県を加入推進最重点地域に指定し、令和6年度までに戸数加入率目標70%を設定している。取組最終年となる令和6年度は目標達成に向けて、引き続き品目や地域等、推進ターゲットを設定し、関係団体等との連携をさらに強化しながら、集団加入の協定締結等を活用するなどして積極的な加入推進を図る。
- ③任意共済については、制度共済並びに収入保険加入者の加入状況の再点検により推進対象者を明確にして、加入可能額を上限とした共済金額での引受を推進する。また加入者の補償の充実を図るため、臨時費用担保特約等を付帯した加入を推し進める。
- ④家畜共済については、畜産経営の安定に寄与するため、死亡廃用共済と疾病傷害共済のセット加入を基本とした提案型推進を図る。加入率の低い種豚・肉豚について、養豚協会等の関係機関との連携を深め、制度の周知を図りながら加入推進に努める。
- ⑤農作物共済については、農業再生協議会及び関係機関と連携し、有資格農業者に関する情報収集を行うことで、稲作農家の動向を把握し、全相殺方式をはじめ各方式への加入をパンフレット等用いて提案しながら、個別訪問などによる加入推進に取り組む。また、青色申告者には、農業経営収入保険への加入を勧める。

(2) 農業経営収入保険制度への対応

農業経営収入保険制度については、関係機関・団体と連携し、新たな農業者情報の収集を強化し普及活動を図るとともに、収入保険加入支援事業を積極的に活用し、加入拡大やオンライン申請の普及、青色申告への移行などの働きかけを行い、令和6年度目標の2,540経営体引受達成を目指す。

また、収入保険担当者会や農業簿記研修会を開催し、制度改正等に対応できるよう実務の習熟を図る。

(3) 制度の見直しへの対応

制度の見直しについては、講習会を開催するなど職員自ら改正内容を熟知する機会を設けるとともに、農家への周知を徹底し、県下統一した推進方策等を検討する。

(4) 将来を見据えた団体運営の検討

農家戸数並びに共済資源の減少は今後も続くと予想され、NOSAI 団体を取り巻く環境は依然として厳しい。このような状況の下、事業を今後も安定的に運営していくために、組織的な統制を図り、収入の確保と経費の節減に努めるとともに、より一層の合理的で効率的な団体運営を押し進める。

(5) 家畜診療所の経営安定化

畜産農家の経営に寄与し、さらに地域から期待される家畜公衆衛生に係る役割を果たすためには、家畜診療所の体制の充実が肝要であることから、現状の獣医師不足の解消を図るため、各センター・診療所間の連携を密にし、診療所獣医師の相互派遣体制の構築を進める、さらに、獣医系大学との連携を強化しつつ、積極的な臨床実習生受入や「獣医師養成確保修学資金給付事業」を活用するなど、継続して新規獣医師の確保を図る。

また、畜産農家からの信頼に応えられるよう内外の研修を受講し診療技術の向上に努める。

(6) コンプライアンス並びにリスク管理態勢の確立

監査室を中心として態勢の整備に努め、講習会等を通して役職員のさらなる資質向上と法令遵守態勢の確立を図り、NOSAI 団体に求められる高い公共性と適正な事業運営に対応する倫理観の高い職場作りに努める。

(7) 「未来へつなぐ」サポート運動の積極的展開

本運動については、「備えあれば憂いなし」の農業生産体制の構築に向け、行動スローガンである「より身近に、より丁寧に、農家のもとへ」を積極的に実践する。また、農業の生産現場により深く浸透し、農業経営の基幹的セーフティネットとしての農業保険を最適な加入プランで提案し、全ての農業者への加入を推進する。